

平成18年3月29日  
消防消第45号

各都道府県消防防災担当部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長

消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間  
を定める告示の一部改正について（通知）

消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める告示（昭和43年消防庁告示第5号。以下「訓練・期間告示」という。）の一部を改正する件が本日告示され、平成18年4月1日から施行されることとなりました（[平成18年消防庁告示第14号](#)）。

貴職におかれては、下記改正内容等を御了知いただくとともに、各都道府県消防防災担当部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 改正内容

総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）及び消防大学校校則（平成13年消防庁訓令第6号）の改正により、平成18年度から消防大学校の学科の変更等が行われることに伴い、訓練・期間告示についても学科の変更等を行ったこと。

また、平成17年度までに改正前の訓練・期間告示に規定する教育訓練を受けた者等についての消防署長の資格に係る教育訓練等の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

2 施行期日

平成18年4月1日